

無形文化遺産と持続可能な開発の関係性をめぐる若干の考察：ユネスコの動向を中心に

坂本 翼（京都大学 学術研究支援室）

sakamototsubasa@gmail.com

キーワード：無形文化遺産、SDGS

抄録 2015年9月25日、第70回国連総会において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development）」が採択された。世界を持続可能かつ強靱な道筋に移行させるための道標として編まれたこのアジェンダは、周知の通り、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の達成を通じて、世界全体の経済・社会・環境の持続可能性を統合しようとする試みである。本論では、持続可能な開発と無形文化遺産の関係の見直しを進めるユネスコの2018年までの動向を整理し、今後の見通しの一端を示す。

I. はじめに

2015年9月25日、第70回国連総会において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development）」が採択された。世界を持続可能かつ強靱な道筋に移行させるための道標として編まれたこのアジェンダは、周知の通り、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の達成を通じて、世界全体の経済・社会・環境の持続可能性を統合しようとする試みである。課題の喫緊性を示唆するかのように、SDGsの達成へ向けた取り組みは全世界で始まっており、我が国でも、2016年5月20日の「SDGs推進本部第一回会合」を嚆矢としてその国家戦略が第一歩を踏み出している。SDGsの達成期限が2030年に設定されていることを踏まえると、現時点の進捗状況を評価することは拙速に過ぎるであろうが、他方、SDGsの達成に無形文化遺産がどのような役割を果たしうるかという議論は、少なくとも我が国においてはまだ十分に行われているとは言い難いのが現状である（例外として石村2015）。そこで本論では、自身の不勉強を晒すようで心許ないが、ユネスコの関連動向を整理し読者諸賢の御叱責を仰ぐこととする。

II. 無形文化遺産とSDGsをめぐる議論

SDGsの起源は、2012年に開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）の準備会合までさかのぼる（小野田2014、蟹江2017）。グアテマラ政府とコロンビア政府によってこのとき初めて提唱されたSDGsは、当時必ずしも世界の興味を惹くものではなかったようであるが、リオ+20へ向けた提言の作成段階でその価値が評価され、同会議の成果文書「我々の求める未来（The Future We Want）」で正式に策定が目指されることとなった。2013年1月22日には策定のためのオープンワーキンググループ（Open Working Group）が組織されている。そして、同年3月から2014年7月にかけて計13回開催されたこのオープンワーキンググループの成果として生み出されたのが、冒頭で述べたSDGsというわけである。SDGsは、17の目標と169のターゲットで構成される（表1）。

表1からわかるように、SDGSには貧困の撲滅からグローバル・パートナーシップの活性化に至るまで様々な課題が掲げられている。その多くがミレニアム開発目標（Millennium Development Goals）の経験と反省に基づいていることは良く知られているが、一方で、無形文化遺産が持続可能な開発へ如何に貢献しうるのかは必ずしも自明とは言えない。実際、河野俊之が早くも指摘しているように（Kono 2007, 240; cf. Khaznadar 2012, 11）、2003年に採択され2006年に発効された「無形文化遺産の保護に関する条約（以下、無形文化遺産条約）」には持続可能な開発への言及が認められるものの（前文及び第二条）、用語自体が解説されていないため、結果として、後述するように、無形文化遺産との関係性の実態が等閑視されてきたという経緯がある。なお、河野自身はこのとき、無形文化遺産保護が持続可能な（文化の）開発に寄与するかどうかは今後の検討課題であるとしているが、他方、寄与するとすればそれはおそらく経済・社会・環境面以上に、感情・精神面、あるいは個人の幸せといった側面に対するものであろうと結論付けている（Kono 2007, 265）。

河野の議論が呼び水となったかどうかはさておき、持続可能な開発と無形文化遺産の関係をユネスコが見直し始めたのは、無形文化遺産条約の採択から10年後のことである。確かに、持続可能な開発は運用指示書（Operational Directives）の第二章パラグラフ73で言及されているし、また、第IV章のパラグラフ102(e)や111、117でも触れられているが、特筆すべきは、これらのパラグラフは無形文化遺産基金の活用や同遺産の標章利用に係わっているということである。言葉を変えれば、シナ・アールヴァイン（Shina Erlewein 2015）が近年指摘しているように、無形文化遺産条約の中で強調されてきた持続可能な開発とは経済的發展を殊更意識したものだったのである。財政的余裕無くして世界各国の無形文化遺産を保護し得ないのは確かだが、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」という持続可能な開発の定義に鑑みて、無形文化遺産条約に散見されるこの用語が著しくバランスを欠いていたことは事実と言わざるをえないだろう。実際、2013年にユネスコが出版した内部監査報告書には、次のような辛辣な批判が寄せられている。

「無形文化遺産条約の運用指示書には、無形文化遺産が如何に持続可能な開発に資するのか、持続可能な開発に資する無形文化遺産の特定領域が果たして存在するのかどうか、あるいは、提案された無形文化遺産の保護措置が、世界各国の持続可能な開発に向けた試みとどのように結びついているのか、その説明も議論も見当たらない」（IOS/EVS/PI/129 REV パラグラフ53）

持続可能な開発と無形文化遺産の関係の見直しは、この時期、内部監査報告書の出版と前後する形で進められてゆく。嚆矢となったのは、2013年5月15～17日に中国の杭州市で行われた国際会議「Culture: Key to Sustainable Development」である。これは、文化と持続可能な開発の関係性をめぐりユネスコが主催した今世紀初の国際会議で、参集した250名以上の専門家がそのあり方について議論を深めている。6月14～16日に開かれた国際会議「Chengdu International Conference on Intangible Cultural Heritage in Celebration of the Tenth Anniversary of UNESCO's Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage」がこれに続く。無形文化遺産条約の採択10周年を記念したこの国際会議は、成都市人民政府、中国無形文化遺産保護国内センター、四川省文化部、アジア太平洋無形文化遺産研修センター（CRIHAP）及びユネスコ無形文化遺産課が共催したもので、参集した300名以上の専門家が、無形文化遺産保護をより「正しい」軌道に乗せるべく意見を寄せ合った（守山・今井2014）。無形文化遺産条

約の運用方針はもちろんながら、知的所有権や世界遺産条約、文化的産物との関わりにまで及んだこの議論は、会議最終日に成都宣言（Chengdu Declaration）としてまとめられ（ITH/13/EXP/8）、1）当時策定が進められていたSDGsとの兼ね合いにおいて無形文化遺産の重要性を捉え直さなければならないこと、2）過去から現在まで受け継がれてきた生きている伝統としての無形文化遺産、及びそこに内在する文化的多様性の保護が持続可能な開発の基盤となりうること、3）世界中のコミュニティが培ってきた紛争回避・争い解決のための叡智、そしてその表象としての無形文化遺産が、持続可能な開発の大前提となる平和の構築・維持に貢献することが確認されている。ここに、無形文化遺産と持続可能な開発の関係性の大きな改善を認めることができるだろう。こうして高まった機運は、同年12月2～7日にバクーで開催された第八回政府間委員会へ最終的に引き継がれ、その席上で、両者の関係性の再検討に基づき運用指示書を改訂すべきという勧告が出されるに至る（ITH/13/8.COM/13.a）。換言すれば、無形文化遺産条約の採択十周年という節目の年に開催された一連の国際会議を背景として、運用指示書の改訂作業が始まることとなるのである。

III. 運用指示書の改訂

運用指示書の具体的な改訂作業は、2014年9月29日～10月1日の専門家会合「Expert Meeting on Safeguarding Intangible Cultural Heritage and Sustainable Development at the National Level」でその第一歩を踏み出している。イスタンブールで開かれたこの専門家会合は、前節で触れたように、無形文化遺産と持続可能な開発の関係性の再検討を目的としたもので、ひいてはそこから、運用指示書に加えるべき新章の草案策定を目指すものであった。本会合に先立ち準備されたコンセプト・ノートによれば（ITH/14/EXP/2）、無形文化遺産は、持続可能な開発の次のような次元（core dimensions）に貢献するとされる（表2）。

表2に揚げた4つの次元は、リオ+20の成果文書を踏まえて編まれた国連報告書『我々の求める未来の実現に向けて（Realizing the Future We Want for All）』の中で示されたものである。第一に、包摂的社会開発（inclusive social development）においては、無形文化遺産を構成する伝統的な資源活用技術や治療技術、水利技術が食料安全保障や質の高い保健医療福祉、安全な水へのアクセスをもたらすとともに、この技術に付随する独自の世界観や共存の精神が、万人のための質の高い教育や社会連帯、ジェンダーの平等の促進に資するという。第二に、環境持続可能性（environmental sustainability）においては、世代から世代へと受け継がれてきた自然の叡智への理解が、生物多様性の保全、環境の持続可能性の向上や研究促進、自然災害や異常気象に対するレジリエンス（強靭さ）の向上をもたらすという。第三に、包摂的経済開発（inclusive economic development）においては、伝統工芸の制作やこれに伴う原材料の運搬・獲得作業が、貧困層や脆弱層にとってのかけがえない生計手段並びに働き甲斐のある仕事となっており、ひるがえって、無形文化遺産そのものがコミュニティの良い暮らしに寄与しているという。第四に、平和と安全（peace and security）においては、紛争回避や争い解決のために各コミュニティが実践してきた伝統的儀礼や仲裁制度といったものが平和の価値を促進し、ひいては、誤解や競争、嫌悪や暴力の克服につながるという。

以上の理解に沿ってしたためられた運用指示書の新章の草稿（ITH/14/EXP/3）は、次の過程を経て正式な採択に至る。まず、2014年11月24～28日に行われた第九回政府間委員会で審議を受けたのち（ITH/14/9.COM/13.b）、そこで出された意見を加味してさらなる改訂が行われ、続いて、2015年11月30

日～12月4日に行われた第十回政府間委員会ですらなる審議を受けている (ITH/15/10.COM/14.a)。そしてこの改訂において、当時策定されつつあったSDGsが組み込まれることとなった。また、関連する非政府組織や専門家との協力の必要性、および世界遺産委員会において当時採択されつつあった「世界遺産条約のプロセスへ持続可能な開発の観点を統合するための政策文書 (Policy for the Integration of a Sustainable Development Perspective into the Processes of the World Heritage Convention)」(WHC-15/20.GA/INF.13)への目配せもこの改訂に合わせてなされており、特筆に価する。こうして完成した最終稿 (ITH/16/6.GA/7/Annex.II)が、第十回政府間委員会での承認を経て2016年6月には第六回締約国総会で採択され、最終的に、運用指示書の第六章「各国水準における無形文化遺産の保護と持続可能な開発 (Safeguarding Intangible Cultural Heritage and Sustainable Development at the National Level)」として結実するのである。

IV. 近年の動向：おわりに代えて

それでは、運用指示書の改訂を経てその役割を明確化した無形文化遺産は、SDGsの達成に向けてどのような歩みを見せているのだろうか。SDGsを特徴付ける課題相互間の連関に鑑みて、この歩みを個別具体的要素に解体することには一定の注意が必要だが、以下、近年関心が高まりつつあるSDG4「すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」を例として取り上げ、以って簡単な動向紹介としたい。

SDG4に対する無形文化遺産の貢献を考える上で忘れてはならないのは、2007年2月21～23日に千葉で行われた専門家会合「Transmission and Safeguarding of Intangible Cultural Heritage through Formal and Non-formal Education」である。ユネスコ無形文化遺産課とユネスコ・アジア文化センター (ACCU) が共催したこの会合は、第70回国連総会より遙か昔に行われたもので、したがってSDGsへの言及はまだなされていないが、特筆すべきは、持続可能な開発を念頭においた無形文化遺産の理解が目指されている点である。これは、「コミュニティの無形文化遺産の継続的实践及び尊重こそが、その持続可能な開発の本質的条件である。教育を介した無形文化遺産の保護は、持続可能な開発の広い概念に照らして理解されなければならない」という提言に示されている (Asia-Pacific Cultural Centre for UNESCO 2007, Annex I)。初等中等教育、及びフォーマル・ノンフォーマル教育における無形文化遺産の役割の再検討の一環としてしたためられた本提言は、残念ながら、前述した運用指示書の改訂作業で省みられることはなかったようであるが、当該分野の議論に先鞭をつけた形となっている (cf. Mancacaritadipura 2012)。

上記会合を例外とすれば、教育に対する無形文化遺産の貢献が本格的に模索され始めるのはここでも2013年である。この年、ユネスコバンコク事務所が中心となり「Promoting Intangible Cultural Heritage (ICH) for Educators to Reinforce Education for Sustainable Development」というプロジェクトが立ち上がっている。2013年1月から2015年3月にかけてユネスコ日本信託基金の援助の下で行われたこのプロジェクトは、その名の通り無形文化遺産の立場から初等中等教育の質的向上を目指したものである。正確には、SDG4のターゲット4.7、とりわけそこに記載されている「持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development)」を根幹に据えたプロジェクトとなっているが、ESDの基盤理念(「自らと社会の変容のための学習」)が文化多様性や生物多様性、あるいは気候変動や水質保全といった課題解決の重要な鍵となることを考慮すれば (cf. 石村、大西、藤原 2011)、ESDとSDGsの間に

密接な関係性が認められることは火を見るよりも明らかであろう（永田 2015, 112）。このプロジェクトは非常に多くの成果を挙げており、なかでも 2015 年に出版された『持続可能な未来のために無形遺産と学ぶ：アジア太平洋地域の教育者のためのガイドライン（Learning with Intangible Heritage for a Sustainable Future: Guidelines for Educators in the Asia-Pacific Region¹）』では無形文化遺産と持続可能な開発の関係性の基礎的整理が試みられており、先に触れたアールヴァインの論考と合わせて、当該分野への理解を深める上で避けて通ることのできないものとなっている。

その後、SDGs4 に対する無形文化遺産の関心は飛躍的な高まりをみせてゆく。このことを示唆するのが、政府間委員会文書における“Education”の使用頻度である。第七回委員会（パリ、2012）で 26 回、第八回委員会（バクー、2013）で 21 回、第九回委員会（パリ、2014）で 43 回、第十回委員会（ウイントフック、2015）で 34 回、第十一回委員会（アディスアベバ、2016）で 72 回、そして第十二回委員会（済州島、2017）で 106 回となっており、SDGs が採択された 2015 年以後に使用頻度が急増していることがわかる（Jacobs 2017）。この関心の高まりを象徴するかのようには、第十二回委員会では「無形文化遺産保護のキャパシティ強化と持続可能な開発への貢献（Strengthening Capacities to Safeguard Intangible Cultural Heritage and Contributing to Sustainable Development）」と「フォーマル・ノンフォーマル教育における無形文化遺産保護（Safeguarding intangible cultural heritage in formal and non-formal education）」という二つのプロジェクトが 2018-2021 年の重点的支援領域として採択されており注目に値する（Decision 12.COM 6）。この採択がどのような帰結をもたらすかはまだ不明と言わざるを得ないものの、以上に略述したユネスコの動向に鑑みて、今後はますます無形文化遺産と持続可能な開発およびその教育目標への貢献が肝要となってゆくことであろう。本論は、無形文化遺産研究の歩むべき方向性に一つの見通しを示したに過ぎないが、この拙い小文が更なる議論の展開のきっかけとなることを期しひとまず擱筆する。

利益相反の有無

本論に含まれる見解は筆者個人に属し、いかなる場合も所属期間の公式見解を示すものではない。その他、開示すべき利益相反関連事項はない。

参考文献

- 石村智 2015 「サモアにおける無形文化遺産の現状と展望」『奈良文化財研究所紀要 2015』18-19 頁
- 石村智・大西秀之・藤原考章 2011 「フィジー諸島共和国における ESD の調査と実践」『奈良文化財研究所紀要 2011』14-15 頁
- 小野田真二 2014 「持続可能な開発目標（SDGs）議論の経緯と今後のプロセス」グリーンエコノミーフォーラム（編）『SDGs の最新動向と展望』グリーンエコノミーフォーラム、4-16 頁
- 蟹江憲史 2017 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダとは何か：SDGs の概要と背景」蟹江憲史（編）『持続可能な開発目標とは何か：2030 年へ向けた変革のアジェンダ』ミネルヴァ書房、1-20 頁
- 永田佳之 2015 「ESD に関するあいち・なごや宣言」を読み解く：「国連」ESD の 10 年の成果と課題」『国際理解教育』21 号、108-116 頁

¹ <http://unesdoc.unesco.org/images/0023/002323/232381E.pdf>（2018 年 9 月 23 日閲覧）

守山弘子・今井健一郎 2014 「ユネスコ無形文化遺産保護条約採択 10 周年記念事業」『月刊文化財』604号、46-49 頁

Asia-Pacific Cultural Centre for UNESCO 2007 *UNESCO-ACCU Expert Meeting on Transmission and Safeguarding of Intangible Cultural Heritage through Formal and Non-formal Education, 21-23 February 2007, Chiba, Japan: Report*, Chiba.

Erlewein, S. 2015 'Sustainable Development and Intangible Cultural Heritage: Integrating Culture into Development', in A. Marie-Theres (ed.), *Perceptions of Sustainability in Heritage Studies*, Berlin-Boston, pp. 71-84.

Jacobs, M. 2017 'Climbing the Priority Ladder: Education and ICH', *ICH Courier* 34, pp. 4-7.

Khaznadar, C. 2012 'ICH Safeguarding Activities in Sustainable Development', in *Creative Value of ICH for Sustainable Development*, Jeonju, pp. 9-13.

Kono, T. 2007 'UNESCO and Intangible Cultural Heritage from the Viewpoint of Sustainable Development', in A. Yusuf (ed.), *Normative Action in Education, Science and Culture: Essays in Commemoration of the Sixtieth Anniversary of UNESCO*, Leiden-Boston, p. 237-265.

Mancacaritadipura, G. 2012 'ICH Safeguarding through Formal and Non-formal Education' in *Creative Value of ICH for Sustainable Development*, Jeonju, pp. 105-114.

表1 SDGsの17の目標

目標1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標10	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標12	持続可能な生産消費形態を確保する
目標13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

表2 持続可能な開発の4つの次元

包摂的社会開発	食料安全保障、質の高い保健医療福祉、安全な水と衛生へのアクセス、万人のための質の高い教育、社会連帯、ジェンダーの平等
環境持続可能性	生物多様性の保全、環境の持続可能性の向上、自然災害や異常気象に対するレジリエンスの向上
包摂的経済開発	貧困層や脆弱層を含めた広範な人々に対する生計手段及び働きがいのある人間らしい仕事の提供、開発に不可欠なイノベーションの源泉
平和と安全	平和の促進、紛争回避及び解決の支援、平和と安全の回復